

「大分市浄化槽設置費補助金」制度のご案内

1. 補助金

- 対象地域・・・7年以上公共下水道の整備計画がない地域
- 対象者・・・住宅に設置された単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽（10人槽以下の浄化槽）に設置替えする者
- 補助金額・・・単独処理浄化槽から設置替えする場合

	補 助 金 の 額			
	計	浄化槽 設置工事費	既設槽 撤去工事費	宅内配管 工事費
5 人槽	819,000 円	399,000 円	120,000 円	300,000 円
6 ～ 7 人槽	876,000 円	456,000 円		
8 ～ 10 人槽	984,000 円	564,000 円		

※上記の金額は、**限度額**（既設槽撤去工事費は撤去以外は対象外）

（各工事費が上記の額に満たない場合、その工事費の額（千円未満切り捨て）が補助金額）

くみ取り便槽から設置替えする場合

	補 助 金 の 額			
	計	浄化槽 設置工事費	既設槽 撤去工事費	宅内配管 工事費
5 人槽	789,000円	399,000円	90,000円	300,000円
6 ～ 7 人槽	846,000円	456,000円		
8 ～ 10 人槽	954,000円	564,000円		

※上記の金額は、**限度額**（既設槽撤去工事費は撤去以外は対象外）

（各工事費が上記の額に満たない場合、その工事費の額（千円未満切り捨て）が補助金額）

2. 申請時の留意事項

※着工後の申請は受け付け出来ません（事前申請が交付条件です）。

- 補助金申請には、「補助金交付申請書」に以下の書類の添付が必要ですが、委任状は、代理人（施工業者等）が書類を提出する場合のみ添付してください。

- （１）共有者又は貸主の承諾書（住宅又は土地を共有し、又は借りている場合のみ）
- （２）設置場所の位置図又は付近見取り図
- （３）浄化槽設置届出書又は建築確認済証及び浄化槽設置概要書の写し
- （４）住宅の求積図及び浄化槽の配置配管予定図 **※新設槽の位置を明記**
- （５）浄化槽の設置工事、既設槽の撤去工事、宅内配管工事の各々の見積書
- （６）浄化槽登録証の写し
- （７）登録浄化槽管理票（Ｃ票）
- （８）浄化槽設備士免状の写し
- （９）浄化槽工事業者登録通知書又は特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書の写し
- （１０）浄化槽法定検査依頼書の写し
- （１１）誓約書
- （１２）既設の槽が単独処理浄化槽等であることを証する書類（写真添付）
- （１３）委任状（代理人が書類を提出する場合のみ）
- （１４）大分市浄化槽設置費補助金申請の現地調査に関する同意書

- 本人（申請者）が書類を提出する場合は、委任状の添付は不要です。
- 申請書の受付後、書類審査と現場の事前確認（着工の有無等）を行い、審査等終了後に「補助金交付決定通知書」を送付します。工事は**必ず決定通知を受けてから着工**してください。**※交付条件です。**

3. 変更事項発生時の留意事項

- 申請書提出後、変更事項が生じた場合は**事前に手続きが必要となる**場合（「補助金変更等承認申請書」の提出）があります。変更が生じましたらまずご連絡ください。

4. 工事完了及び報告時の留意事項

- 工事は**決定通知を受けてから着工**し、決定通知日から**３ヶ月以内又は２月末日までの**いずれか早い日までに**工事を完了**し、**工事完了後１ヶ月以内又は２月末日までの**いずれか早い日までに**実績報告書を提出**してください。**※交付条件です。**

- 実績報告には、「実績報告書」に以下の書類の添付が必要です。

- (1) 浄化槽の設置工事、既設槽の撤去工事、宅内配管工事の各々の請求書又は領収書の写し
- (2) 浄化槽の保守点検及び清掃の委託契約書の写し **※契約日は使用開始日以前**
- (3) 浄化槽の配置配管図 **※既設槽の位置を明記**
- (4) 浄化槽設置完了チェックリスト
- (5) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (6) 撤去した既設槽の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し **（D票、またはE票）**
※事業者（排出者）は浄化槽工事業者、事業場（排出事業場）は補助事業者
- (7) 表紙付き工事写真帳 **※浄化槽設置工事写真帳のひな形を参照**
- (8) 補助金交付請求書
- (9) 浄化槽使用開始報告書 **※使用開始日は維持管理契約日以降**
- (10) 浄化槽使用廃止届出書（単独処理浄化槽からの設置替えの場合のみ）

- 報告書の受付後、書類審査と現場の完了確認を行い、審査等終了後に「補助金交付確定通知書」を送付します。その後、補助対象者の指定した振込口座に補助金を振り込みます。

5. 浄化槽の保守点検・清掃実施及び法定検査の受検 **※交付条件です**

- 浄化槽の管理者（設置者・使用者等）は、浄化槽法により、浄化槽の保守点検・清掃の実施及び法定検査の受検が義務付けられています。
- 浄化槽の使用開始前に、市に登録された浄化槽保守点検業者及び市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託し、定期的に保守点検及び清掃を行ってください。

【保守点検】 浄化槽の点検、調整、消毒剤の補充等（年3回以上）

【清掃】 汚泥等の引き抜き、機器類の洗浄等（年1回以上）

※保守点検・清掃の回数は、浄化槽の種類や使用状況等により異なります。

- 法定検査は、県知事の指定を受けた検査機関である（公財）大分県環境管理協会（電話（097）567-1855）に申し込みの上、受検してください。

- 浄化槽管理者には、浄化槽の保守点検・清掃および法定検査の記録を3年間保存する義務があります。

【浄化槽法第7条に基づく水質検査（7条検査）】

使用を開始して3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に、浄化槽が適正に施工され、かつ適正に機能しているかを確認する検査

【浄化槽法第11条に基づく定期検査（11条検査）】

7条検査の受検後毎年1回、浄化槽が適正に維持管理され、かつ適正に機能しているかを確認する検査

●問い合わせ先

大分市 廃棄物対策課 浄化槽担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

電話（097）540-5850